

## 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則

〔平成19年3月5日〕  
規則第7号

改正平成20年4月1日規則第1号  
改正平成22年6月30日規則第4号

### (趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）の育児休業の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (育児休業の承認の請求手續)

**第2条** 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、育児休業の承認について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、請求に係る子と職員との続柄を証明する書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

### (育児休業等計画書)

**第3条** 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第15号。以下「条例」という。）第3条第4号の育児休業等計画書（様式第2号）は、育児休業承認請求書と同時に提出するものとする。

### (条例第3条第4号の規定による規則で定める子の養育方法)

**第4条** 条例第3条第4号の規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

### (育児休業の期間の延長の請求手續)

**第5条** 第2条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

### (育児休業をしている職員が保有する職)

**第6条** 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けた時占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

### (育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

**第7条** 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 条例第5条に規定する事由が生じた場合

2 前項の届出は、育児状況変更届（様式第3号）により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

**(育児休業をしている職員の職務復帰)**

**第8条** 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

**(通知書の交付)**

**第9条** 広域連合長は、次に掲げる場合には、職員に対して通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

**(任期付採用職員の任期の更新関係)**

**第10条** 広域連合長は、育児休業法第6条第1項第1号の規定により職員を採用しようとする場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出されるものとする。

2 広域連合長は、条例第6条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

**(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)**

**第11条** 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する規則(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合規則第6号。以下「給与規則」という。)第51条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(給与規則第53条第2項第3号ア及びイに掲げる期間を除く。)

**(育児短時間勤務承認請求書)**

**第12条** 条例第12条に規定する請求は、育児短時間勤務承認請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の請求について準用する。

**(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)**

**第13条** 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第5条」とあるのは、「第13条」と読み替えるものとする。

**(育児短時間勤務等に係る通知書の交付)**

**第14条** 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

**(部分休業の手続)**

**第15条** 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(第4号様式)により行うものとする。

**2** 第2条第2項の規定は、部分休業について準用する。

**附 則**

この規則は、平成19年3月5日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成22年6月30日から施行する。